

第三者委員会報告書（第一次）

北里大学 御中

平成 30 年 12 月 25 日

第三者委員会構成員

委員長 元 国立大学医学部長、教授

同委員 私立女子大学 教授

同委員 弁護士

1. 報告書の趣旨

文部科学省による「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に関する緊急調査」において、貴学医学部の 2018 年度一般入学試験において不適切な対応がなされた可能性がある旨指摘を受けたことから、本年 12 月 13 日に当委員会が北里大学により設置された。

当委員会は、2018 年度入学試験における事実関係の調査・分析及び再発防止策の策定など必要な対応についての提言を行う。

2. 当委員会の審議の基本方針

一般社団法人全国医学部長病院長会議が定めた「大学医学部入学試験制度に関する規範」及び本年 11 月 20 日付で、一般社団法人日本私立医科大学協会が発した「入学試験に関する日本私立医科大学協会からのメッセージ」に則り、審議を行った。

3. 事実関係の調査・分析

(1) 2018 年度医学部一般入学試験の合否判定に係る調査・分析

ア 一般入学試験の内容

一般入学試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験の 2 段階で行われる。

第 1 次試験は、数学（配点 150 点）、英語（同 150 点）、理科（同 200 点。物理・化学・生物から 2 科目選択）の学科試験である。

第 1 次試験の合格者につき第 2 次試験（論文・面接）を行う。論文の配点は 100 点、面接の配点は 100 点である。

イ 第 1 次試験の合否判定の検証

第 1 次試験の合否は、学科試験の得点順に判定されている。

第 1 次試験の採点は、氏名をマスキングした形で行われており、受験生の属性に応じた点数調整は行われていない。

ウ 第2次試験の合否判定の検証

第2次試験における合否判定は、第1次試験及び第2次試験の総合得点をもとになされている。

第2次試験論文試験の採点においても、第1次試験と同様に氏名のマスクがなされている。第2次試験面接は、3名の試験官が2名の受験生に対して行っており、各試験官によるA(32点)からE(0点)までの評点を合計した点数が受験生の得点とされている(ただし、3名の試験官全員がAとした場合の得点は100点)。

正規合格者及び補欠者の総枠は総合得点順に決定されており、受験生の属性に応じた点数調整は行われていない。

また、補欠者内のランク分け(AランクからCランク)も、後述する若干の例外を除き、総合得点順になされている。

正規合格者は純粋に総合得点の順に決定されており、他の要素は考慮されていない。

補欠者のランク分けにおいては、志望書及び調査書の内容から優れた適性が認められた女子受験生2名を上位ランクに引き上げたこと、及び面談により医師としての適性に問題があると認められた受験生を下位ランクに引き下げたことが認められるが、これらは、性別・年齢といった属性に基づく差別的取り扱いではなく、各受験生の特性に配慮した取り扱いであり、医学部医学科入学試験につき一般的に許容される裁量の範囲内と認められる(文部科学省からも、これらの点については問題を指摘されていない)。

なお、2018年度一般入学試験においては、当初129名が正規合格とされ、その後、補欠Aランクの77名中55名が繰上合格と決定されている。

(2) 文部科学省からの指摘事項の検証

ア 指摘事項の内容

文部科学省からは、一般入試の繰上合格において、補欠合格者への電話連絡に際し、成績順位順のとおりではなく、男性や若年者を優先し、属性により取り扱いの差異を設けた旨指摘されている。

イ 検証

貴学から提示された正規合格者・補欠者の得点分布によると、総合得点447点までが正規合格者とされている。

補欠者のうち、総合得点440点までの受験生は、前述した不適合判定を受けた受験生を除き、性別・年齢にかかわらず全員が繰上合格者とされている。

総合得点439点以下の受験生については、得点上位者であった者すべてが繰上合格の対象とされてはならず、得点下位者が繰上合格の対象とされ

ている事例が認められる。

これらの事例を詳細に検討すると、同じ属性（男性高年齢者）内でも合否判定が分かれている事例（男性高年齢者内でも比較的高年齢の者が比較的低年齢の者に優先して繰上合格の対象とされている事例）が認められる。

繰上合格者の決定は、時間が限られていることから、医学部長と入試実行委員長の判断に一任することが教授会で決定されており、2018年度一般入学試験における総合得点439点以下の受験生から22名を繰上合格とするに際しては、貴学アドミッションポリシーに則った総合的判断により行ったとの説明を受けた。

このように、補欠合格者の中でも一定の得点まではすべて繰上合格の対象とされていること、及び同じ属性の中でも総合的判断による取り扱いの相違が認められることからして、繰上合格者の決定に際して、一律に受験生の属性による差別的取り扱いがなされていたとはいえない。

とはいえ、総合得点439点以下の補欠者のうち、男性若年齢者が繰上合格となる率が、そうでは無い者の率より高いこと、及びその中でも得点が下位になるにつれてその傾向が高くなることが貴学からのデータに示されている。

また、8次に渡って行われた補欠繰上状況を子細に検討すると、補欠Aランクの中で、必ずしも得点順に繰上合格の通知が行われていたわけではなく、男性若年齢者に対して優先的に繰上合格の連絡を行っていた傾向も認められる。

最終的には、女性・高年齢者等のAランク上位者にも繰上合格の連絡がなされているとはいえ、上記の諸点に鑑みると、繰上合格者の決定に際して男性若年齢者を一定程度優先していたとの疑義を抱かれても致し方ない面がある。

4. 再発防止策に対する提言

(1) 今回の調査により判明した課題

今回の調査により、①繰上合格者決定に当たってなされた総合的判断の内容と適用範囲が不明瞭である、②繰上合格者決定が、医学部長と入試実行委員長2名の判断に委ねられており、手続の透明性を欠いていた、という課題が明らかになった。

(2) 貴学が講じられた再発防止策の内容とこれに対する評価

貴学より、以下2点の再発防止策をすでに講じた旨うかがっている。

- ①医学部入試委員会及び入試実行委員会に係る規程を制定し、両委員会の委員構成及び役割等について定めた。

②補欠者の順位付けルール、繰上順位の決定手順及び繰上手段の実施方法について明文化すべく、「補欠者の繰上順位と繰上合格の決定と実施についての取扱い内規」案を作成した。

①は、入試の運営及び実行に関する事項を学内規程として明文化したものであり、繰上合格候補者の決定についても、特定の担当者ではなく委員会における協議事項としているなど、繰上合格者決定に至るまでの手段の透明化に資するものと評価しうる。

②は、補欠の繰上順位を総合得点順に一本化したうえで、総合得点と同点の場合は一次試験での順位を優先する、1次試験の順位が同じである場合には英語の得点の上位者を優先する、といった形で、繰上合格者を厳格に点数順で決定するとしたものであり、繰上合格者決定の判断基準の明確化に資するものと評価しうる。

5. その他

2018年度一般入試における繰上合格者は55名であったが、補欠者を新たな内規に則して総合得点順に位置づけた場合、435点までが55位以内の順位となる。

そして、繰上合格の判定にばらつきが生じた439点以下の補欠者のうち、435点以上の得点を得ながら繰上合格の対象とならなかった者が10名認められる。

そこで、この10名に対して、救済措置をとることが考えられる。

当委員会が提言する救済措置の具体的な内容は、この10名に対して入学意思の有無を確認する通知を行い、入学希望者に対しては2019年度の入学を認めるというものである。

また、入学希望者がいた場合、2019年度入学試験においてその人数分だけ合格者が減ることなどを考慮し、2019年度入学試験での北里大学の方針をホームページ等で受験生に公表することも必要と考える。

一方、2019年度入学試験についても、貴学で定めた再発防止策に則って合格者が決定されたことを検証する必要がある。

以上